

「名東区安心・安全で快適なまちづくりパートナーシップ事業」
生活安全対策に関する活動実施要領

1 目的

この実施要領は、名東区安心・安全で快適なまちづくりパートナーシップ事業実施要綱（以下「要綱」という。）第 13 条に基づき、要綱別表 1 に掲げる生活安全対策に関する活動の実施にあたり必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

(1) 内容

①春・夏・秋・年末の生活安全市民運動における啓発活動ならびに実践活動への参加・協力

②「防犯の日」（原則、毎月 15 日）における啓発活動ならびに実践活動への参加・協力

(2) その他

活動の内容については、原則、事業所内およびその周辺で実施する活動または区役所・警察署等との連携をはかる活動とする。

3 報告

事業者は、活動の内容等について適宜、名東区区政部地域力推進課（以下「地域力推進課」という。）に報告するものとする。

4 活動資材の貸与

地域力推進課は、事業者が活動する際に必要となる資材（たすき、帽子等）について、予算の範囲内において購入し貸与する。

5 費用の負担

活動に要した費用は、事業者の負担とする。

6 その他

活動は事業者の業務に支障をきたさない範囲（原則、事業所内およびその周辺）で実施することとし、地域力推進課と事前に調整することとする。

附則

この要領は、平成 27 年 9 月 14 日から施行する。

附則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。